



和光保育園 重要事項説明書



教育・保育の提供の開始にあたり、和光保育園（以下「本園」という。）が利用者に説明すべき内容は、次のとおりです。

1. 施設の目的及び運営の方針

○ 運営主体

名 称	社会福祉法人 光徳福祉会
所 在 地	熊本県熊本市南区城南町隈庄736
電 話 番 号	0964-28-4993
代表者氏名	理事長 合志 啓也
定款の目的に定めた事業	(1) 第二種社会福祉事業 イ。保育所の経営 ロ。放課後児童クラブの経営

○ 施設の概要

施設の種類	保育所
施設の名称	和光保育園
施設の所在地	熊本県熊本市南区城南町隈庄736
連 絡 先	TEL 0964-28-4993 FAX 0964-28-6993
園長氏名	合志 啓也
対象児童	生後3ヶ月（状況に応じて）～小学校就学前の児童
利用定員	3号認定子ども 70人 2号認定子ども 80人
開設年月日	昭和26年 4月 1日～
取扱う保育事業	延長保育・障がい児保育・一時保育

○ 事業の目的・運営方針

本園は、児童福祉法第39条の規定に基づき、保育が必要な子どもの保育を行い、その健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とします。

- ① 健康、安全で幸福な生活のために必要な基本的習慣を養い、身体機能の調和発達を図る。
- ② 集団生活の中で子ども達が自己を発揮できるように総合的に保育を行う。
- ③ 子ども一人ひとりの特性と発達の課題に配慮し、子どもが自発的、意欲的に関わられるような環境を構築し、豊かな遊びを通して総合的な保育・教育を行う。

- ④ 地域における教育・保育活動を実践するため、地域の人材や社会資源の活用を図りながら、保護者が子育てを自ら実践する力の向上の支援、及び地域の子育て家庭に対する支援を行う。
- ⑤ 条例が定める職員や設備の基準その他関係法令等を遵守し施設の運営を行う。

2. 提供する教育・保育の内容

本園は、児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針及び保育課程にそって、子どもの発達に必要な保育その他の便宜の提供を行います。

○ 特定教育・保育

《特色》 宗教的な雰囲気の中で、

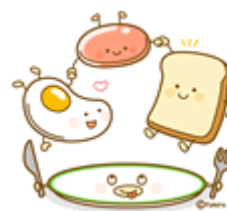
- ・ 命の尊さを学び、自然の恵みに感謝する心を育む。
- ・ 人の話をよく聞く子どもを育てる。
- ・ なかよくする子どもを育てる。

《保育形態》《保育計画》

- ・ 年齢別保育を基本とし、年齢ごとに年間・月間・週間計画を作成する。
- ・ 0・1・2歳児については個別計画も作成する。

○ 食事の提供

- ・ 献立表は毎月別途お知らせします。
- ・ アレルギー対応を行っています。食物アレルギー等、体質に合わない食材があれば必ず事前にご相談ください。



《提供時間》

	提供日	午前間食	昼食	午後間食
0歳児	月～土曜日	9時20分頃	11時頃	3時10分頃
1歳児	月～土曜日	9時20分頃	11時頃	3時10分頃
2歳児	月～土曜日	9時20分頃	11時30分頃	3時10分頃
3歳以上児	月～土曜日		11時30分頃	3時10分頃

○ 延長保育

- ・ 通常利用時間外の延長保育を実施しています。
※利用時間及び利用料は4ページをご覧ください。



《施設及び設備》

・敷地及び園舎

敷地	敷地全体	950㎡
	園庭	900㎡ 宗教法人光徳寺の境内地を園庭として使用します。
園舎	構造	鉄骨造合金メッキ鋼板葺 2階建 平成26年築
	延べ床面積	894.37㎡

設備	部屋数	面積	備考
乳児室	1室	81,31㎡	ゆめ組（0歳児）
ほふく室	1室	97,18㎡	にじ組（1歳児）
保育室	4室	276.54㎡	ほし組（2歳児） はな組（3歳児） ゆき組（4歳児） つき組（5歳児）
一時・支援室	1室	42,84㎡	
調理室	1室	52,4㎡	

3. 職員について



○ 職種、員数

職種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	1人	1人		
副園長	1人	1人		
主任保育士	1人	1人		
保育士	22人	20人	2人	
看護師	1人	1人		
栄養士	1人	1人		
調理員	3人	2人	1人	
事務職員	1人	1人		

※職員数は変動する場合がありますが、市が条例で定める教育・保育の提供に必要な職員数以上の職員を常に配置しています。

※常勤・非常勤の内訳は、職員の異動に伴い変動する場合があります。

※ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

4. 教育・保育を行う日・時間

○通常利用時間

利用区分	利用時間	休業日
2号認定 (標準時間)	月～土曜日 7:00～18:00	・日曜日 ・年末年始(12月29日から1月3日) ・祝日(国民の祝日に関する法律に規定する日)
2号認定 (短時間)	月～土曜日 8:30～16:30	
3号認定 (標準時間)	月～土曜日 7:00～18:00	
3号認定 (短時間)	月～土曜日 8:30～16:30	

※2号・3号認定こどもに実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、本園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します

※非常災害その他急迫の事情があるときは、臨時に休園日とする場合があります。

○ 延長保育事業

利用区分	利用時間	利用料
保育標準時間	18時00分から19時00分まで	200円(1日当たり)
保育短時間	7時30分から 8時30分まで	200円(1回当たり)
	16時30分から17時30分まで	200円(1回当たり)

○ 一時預かり事業

利用区分	利用時間	利用料
半日利用	8時30分から12時00分まで	900円(1回当たり)
1日利用	8時30分から16時30分まで	1,800円(1回当たり)



5. 保育料等

- 利用者負担（基本保育料）
居住地の市町村が収入に応じて定める額
- 上記の他、園児服・体操服・あそび着・個人用の保育用品（メロディオン等）などの費用がかかることがあります。



6. 利用定員

- 年齢別利用定員

利用区分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
2号認定				26	27名	27名	80名
3号認定	17名	26名	27名				70名

7. 利用の開始及び修了に関する事項

- 入園

本園を利用するにあたっては次の手続きが必要です。

- ・「熊本市施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書兼事業所新規入所申込書(児童台帳)」に必要事項を記載し、就労証明書、又は保育を必要とする理由書類（診断書等）を添付のうえ、熊本市が定める期限までに本園に提出してください。
- ・保育の必要性が認定された方には、熊本市より「支給認定証」が交付されます。
その後、お申込み状況等をふまえて熊本市が利用調整を行い、入園が決定します。そのため、状況によっては、入園できない場合もあります。

- 退園・転園・休園

- ・退園を希望する場合は、退園日の3週間前までに、退園届を提出してください。
- ・転園が決定した場合は、すみやかに退園届を提出してください。
- ・市外に転出する場合は、事前に職員へお伝えください。
- ・休園に際しては、原則、熊本市が定める期間（およそ1ヶ月程度）までとし、事前の届出が必要です。無届で欠席が続く場合、退園していただくこととなります。
- ・お申込み内容の変更があった場合（転居、離婚等）は、すみやかに変更届を提出してください。
- ・園児が特定の感染症等に感染した場合には、感染症対応マニュアル及び主治医の指示等により、本園において登園時期を検討します。なお、回復後の再登園の際には治癒証明書の提出が必要となります。

- 利用の終了に関する事項

本園は、以下の場合には教育・保育の提供を終了いたします。

- ・園児が小学校就学の始期に達したとき。



- ・児童の保護者が、市町村が定める支給要件に該当しなくなったとき
- ・その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

8. 緊急時の対応及び非常災害対策

○ 緊急時の対応

管轄警察署	宇城警察署（城南交番）
病院	〇〇病院 〇〇科 （熊本市南区城南町下宮地455-5）
対応方法	園児に健康状態の急変等の緊急事態が発生した場合には、速やかに園児の家族等に連絡をするとともに、園児の主治医、園医等に相談する等の措置を講じます。
一斉連絡方法	・各クラス担任が電話連絡を行います。
本園の対策	・防犯カメラ 8台 ・事故防止に関する定期的な職員研修の実施

○ 非常災害対策

消防計画	熊本市南消防署 平成26年 6月 5日届出			
	防火管理者	園長 合志 啓也		
避難訓練	火災等を想定した避難訓練を毎月実施します。			
防災設備	自動火災報知機・誘導灯設備・自動火災報知機・防排煙設備 消防機関へ通報する火災報知器・避難器具・消火器具			
避難場所	第1避難	光徳寺境内	第2避難	城南支所
園児の引渡し	上記避難場所の、より安全な場所で職員が行います。			

9. 要望・相談・苦情等の受付

本園では、要望・相談・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

本園ご利用 相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・受付担当者 主任保育士 合志 由美子 ・解決責任者 園長 合志 啓也 ・ご利用時間 8：30～ 18：30（月～金） ・電話番号 0964-28-4993 ・FAX 0964-28-6993 		
	※ 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。		
第三者委員	藤川 法親	電話番号 096-357-6021	
		役職・肩書等 当法人 監事	
	加藤 幸子	電話番号 0964-28-5969	
		役職・肩書等 婦人会会長	

※本園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

10. 利用者に対する保険の種類・保険事故・保険金額

本園では、以下の保険に加入しています。賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

保険の種類	保育園総合保険
保険の内容	傷害保険・主催行事参加者傷害保険・賠償責任保険

11. 守秘義務及び個人情報の取扱いについて

園児及びその保護者等に係る個人情報については、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用します。

- ・小学校への円滑な移行・接続が図れるよう、卒園に当たり、入学先の小学校との間で情報を共有すること。
- ・市町村が認定した世帯所得に基づく毎月の基本保育料の情報は、給付事務に必要な範囲に限り利用すること。
- ・他の保育所等へ転園する場合その他兄弟姉妹が別の施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと。
- ・緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。

12. 提携する医療機関等

種類	嘱託医（内科）	嘱託歯科医
病院名	小林病院	添島歯科医院
所在地	南区城南町隈庄574	中央区桜町1-28-205
院長名	渡邊 治	添島 義樹
TEL	0964-28-2025	096-354-5087

13. 園からのお願い

本園の利用にあたっては、以下の事項にご協力ください。

- ・園の敷地内はすべて禁煙です。
- ・投薬は医療行為に当たるため原則として行いません。



同意書

本園における保育の提供を開始するに当たり、重要事項説明書の内容について説明を行いました。

事業所名：和光保育園

説明者職名：施設長 氏名 合志 啓也

私は、和光保育園の重要事項説明書の内容について説明を受け、その内容（特定負担額や実費徴収額等の料金に関する内容も含む。）に同意しました。

年 月 日

保護者住所：

児童氏名：

保護者氏名： 印

児童から見た続柄：